平成２２年（フ）第１号
新潟市西区小新南１丁目20番33号、住民票上の住所新潟市西区小新南１丁目６番17号
債務者　高波　靖子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１６２号
新潟県阿賀野市山口町１丁目５番27号
債務者　長谷川ヒロ子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第１８１号
新潟県村上市石原１番16号
債務者　工藤　　恵
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第５号
新潟県新発田市山崎216番地16
債務者　小柴　春江
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第４２２号
愛知県一宮市観音寺１丁目10番８号　セーフティハイム101号
債務者　田島　恵子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１０１号
香川県観音寺市大野原町大野原2620番地１
債務者　南　恵理香
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで　高松地方裁判所観音寺支部

平成２１年（フ）第５５４号
岐阜市東島４丁目６番５号　サンビューラ熊田Ｂ　207号室、申立時の住所岐阜市加野６丁目21番８号
債務者　駕谷　秀敏
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第８６１号
岐阜県本巣郡北方町北方1857番地　Ｓ４－802
債務者　神戸　　昇
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第８８７号
岐阜県瑞穂市居倉803番地
債務者　川瀬　朋香（旧姓日比野）
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第９号
岐阜県下呂市金山町金山2854番地
債務者　中村　幸男
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第３３６０号
愛知県知多市つつじが丘１丁目13番地　19―813
債務者　築田　浩樹
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３６１号
愛知県知多市つつじが丘１丁目13番地　19―813
債務者　築田美奈子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５６５号
愛知県知多郡東浦町大字生路字大砂除93番地
債務者　竹本　良平
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６８５号
名古屋市中区金山２丁目14番９号　ルミエール金山505号
債務者　木田　恵一
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４３号
奈良県吉野郡黒滝村大字脇川382番地
債務者　橋本　浩朗（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　奈良地方裁判所五條支部

平成２１年（フ）第６４号
奈良県五條市大塔町清水323番地
債務者　岡田　和美
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　奈良地方裁判所五條支部

平成２２年（フ）第１６号
大分市三佐６丁目10番15号
債務者　阿部　啓介
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係